

Cambridge English Skills Test (CEST) Business 受験規約（会場受験個人申込）

第1条 総則

Cambridge English Skills Test (CEST) Business（以下「当テスト」という。）は、Cambridge English が運営・保有し、公益財団法人日本英語検定協会（以下「協会」という。）が、日本国内における実施運営および広報活動をしているオンライン試験です。

以下に規定する受験規約（以下「本規約」という。）では、当テストを受験するにあたっての受験者の権利と義務が規定されています。

当テストの申込者および受験者は、本規約の内容を理解し、同意して申し込みをしているので、本規約を遵守する義務があります。

また、当テストの申込者および受験者は、Cambridge English の定める Terms and Conditions of Use and Purchase (<https://www.metritests.com/metrica/termsmain.aspx>)、Cambridge English Skills Test Candidate Terms and Conditions (<https://assets.cambridgeenglish.org/EST-terms-and-conditions.pdf>) の内容に同意のうえ、当テストを受験するものとし、これらの規約についても本規約と併せて遵守する義務があります。

当テストに関するサービスの利用期間は、申込時からスコアレポート（成績結果が記載された用紙またはウェブスコア閲覧をいう。以下同じ。）送付時までとします。

申込時

第2条 受験資格・条件

- 年齢・職業・学歴などは問いません。ただし、当テストはビジネスシーンに必要な英語でのコミュニケーション能力を測定する試験であり、高校卒業程度以上の方の受験が望ましいです。
- 未成年者が受験する場合、申込完了時点で申し込みについて保護者の同意を得たものとして取り扱います。
- 同一試験回に当テストの同一技能の試験を重複して申し込みおよび受験することはできません。重複した申込は、一方をキャンセルさせていただくことがあります。ただし、当テストの申し込みについて会場受験およびリモート受験をそれぞれ同一月にお申し込みいただくことは可能です。
- 受験を希望する方は、協会からのメールを受信できる環境（有効な電子メールアドレスの所持等）を保有していることが求められます。受信ができない・確認を怠った等の理由で当テストの受験に支障が生じた場合、協会はいかなる責任も負わないものとします。
- 協会は、申込者または受験者が次に掲げる事由に該当する場合には、申込者または受験者による当テストの申し込みを承諾しないことがあります。
 - 申込者または受験者が当テストの申し込みに虚偽の内容を記載したとき。
 - 申込者が当テストを含む協会の提供する試験またはサービスの受験料その他の対価の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると協会が判断したとき。
 - 申込者または受験者が、申込以前に当テストの提供に関する契約を協会から解約されている場合、または当テストの利用が申し込みの時点で一時停止中であるとき。
 - 申込者または受験者が、当テストを利用して第三者の権利を侵害し、または違法行為をなすおそれがあると協会が判断したとき。
 - 申込者または受験者への当テストの提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が認められるおそれがあると協会が判断したとき。
 - 申し込みが英語力を証明するためという試験目的から逸脱していると協会が判断したとき。
 - 申込者または受験者が、当テストを受験する際に求められるコンピュータ操作能力その他技術上の能力を満たしていないと協会が判断したとき。

第3条 申し込み

1. 申し込み

各試験種別の受験料、試験時間等の試験の概要および受験上の案内や注意事項等を確認の上、申し込みを行ってください。当テストの申し込みは、申込者が Cambridge English Skills Test (CEST) Business ウェブサイトの申込フォームに必要事項を記入し、当該必要事項を協会に対して送信のうえ、ウェブ上にて受験料の決済が完了した時点をもって申込完了とします。

2. 確認事項

申込者は以下の事項を確認した上で、申し込むこととします。

- 協会が当テストで使用する試験問題は非公開であり、公表することはできません。
- 当テストの **Speaking** では複数の受験者が同一の部屋で試験を行う場合があります。試験は、ヘッドセット等を用いて、出題に対する解答を吹き込む録音式の試験となります。
- あらかじめ試験会場に用意されたコンピュータやその他受験に必要な設備以外機器の持ち込みおよび使用はできません。
- 試験中には他の受験者の入退室がある場合があります。入退室により多少の騒音が生じることがありますが、当該騒音を理由とした試験の成績の配慮は一切しません。
- 試験会場内での貴重品、現金、手荷物、携帯品の管理は受験者自らがを行い、協会は盗難、紛失その他について一切責任を負いかねます。
- 受験料について
 - 当テストをご利用いただくにあたり、受験料は協会が定めた各技能試験の受験料に従います。
 - 第1号の受験料は、Cambridge English Skills Test (CEST) Business ウェブサイトにて定めたサイト上に掲載します。
 - 第1号の規定に関わらず、協会は、受験料の改定を行うことがあります。
 - 申込者は、第2号に定めた受験料を、協会が指定する日時までに協会が指定する方法で支払うものとします。
 - 第4号の日時および方法については、第1項で登録したメールへの連絡または当テストの Cambridge English Skills Test (CEST) Business ウェブサイトにて定めたサイト上に掲載します。
- 申し込みのキャンセル・変更について
 - 申込手続完了後のキャンセルは認めません。また、次回以降への受験料の充当も認めません。ただし、同一試験時において同一技能の試験を重複して申込手続した場合、当該試験時の申込期間内に申し出があったときに限り、どちらか一方の申込キャンセルを認めます。なお、申込期間内にかかるキャンセルの申し出があった場合であっても、当該試験回の試験日までに所定のキャンセル手続きが完了しない場合、キャンセルは認められません。
 - ①申込時に既に入力した氏名・生年月日・性別・住所に訂正若しくは変更などを行う場合は、協会所定の手続きが必要となります。申込者および受験者自身で追加、訂正若しくは変更などを行うことはできません。登録情報の追加、訂正若しくは変更などを行う場合、公的な本人確認書類の提出を求めることがあります。
- クーポン利用型申込について
協会が別途発行するクーポンコードを使用して当テストの申し込みをする場合、協会所定の使用方法を遵守した上で当テストの申し込みをするものとします。
協会所定の使用方法以外でのクーポンコードの使用等、不正にクーポンコードを使用した上で当テストを申し込まれた場合には、申し込みを取り消させていただくことがあります。この場合、申し込みの取り消しに対し理由の開示の請求、異議を申し立てることはできず、また当該取り消しに関し、協会は一切責任を負わないものとします。

第4条 受験案内メール等

必ず試験日までに協会から提供される受験案内メール等に記載の受験者情報、注意事項を受験者本人が確認してください。協会の故意または重大な過失に基づく場合を除き、事前に受験案内メール・送付資料等をご確認いただけなかったことによる受験者の不利益について、協会は責任を負いません。

受験時

第5条 受験時の注意事項の遵守

1. 遵守事項

試験当日は受験案内メール等、および試験会場に掲示された注意事項・禁止事項を確認し、厳守してください。なお、試験当日、本規約に同意を頂けないときは、当テストの受験をお断りする場合があります。

2. コンピュータ操作技能不足への対応

受験者のコンピュータ操作技能の習熟程度による試験時間延長等の配慮は一切行いません。また受験者本人以外の解答の代行も認められません。

3. 第三者による受験の禁止等

試験当日に当テストを受験することができる権利は申込者本人のみであり、第三者による代理受験および受験権利の譲渡は禁止されています。試験当日に本人確認ができないときは、当テストの受験をお断りする場合があります。

4. 座席配置の決定について

受験者が着席する座席配置は、試験種別、受験番号をもとに協会または協会が指定する団体が指定した

場所に着席していただきます。

5. ヘッドセット等の取り外し、持ち出し禁止

コンピュータに備え付けられているヘッドセット等の備品を取り外したり持ち出したりすることはできません。

6. 試験会場での指示について

会場では試験監督者、誘導担当者などの指示に従ってください。

7. 試験中の記録について

厳正公平な試験実施、評価・採点業務および調査研究のため、試験状況や当テストの内容を記録（録画・録音）いたします。記録された情報（以下「記録情報」）は一定期間保管されるものとし、試験に関する記録は Cambridge English の Data Protection（<https://www.information-compliance.admin.cam.ac.uk/data-protection>）の規約の定めにより取り扱われます。なお、再委託先を含め業務を遂行するために必要な範囲を超えて記録情報を使用することはありません。

8. 記録情報の照会について

前項の記録情報について、問題内容や採点結果に関連する照会は一切受け付けません。

第6条 受験時の持参物

1. 必須持参物

- 受験案内メールを印刷した紙または受験案内メール画面を表示可能な携帯電話・スマートフォン等
- 身分証明書：有効期限内の写真つき身分証明書
※写真つき身分証明書を持参いただかなかった場合、受験できません。
- 机上に置くことが許可されるものは試験会場の指示にしたがってください。

2. 持ち込み・使用禁止となるもの

以下に掲げるもの、その他試験の受験上不要と協会が判断したものについて、受験者は試験監督者の指示のもと電源が入るものについては電源を切った上ですべて指定された場所に収納するものとし、試験終了まで使用してはいけません。試験開始時間までに収納をしなかった場合、不正行為として失格とすることがあります。健康上の理由等やむを得ない理由により使用を希望する場合には、試験開始前までに試験監督者へ申し出を行い、使用許可を得たうえで使用するものとします。

- 携帯電話・スマートフォン
- モバイル端末 / ウェアラブル端末
- 撮影・録画・録音が可能な電子機器
- ストップウォッチ
- その他音の出る機器
- 参考書・辞書
- 飲み物
- 常備薬（目薬等）

第7条 問題漏えい・持ち出しの禁止

- 当テストの試験内容は非公開です。協会の承諾のない、試験問題の一部または全部の複製および外部への開示・漏えい（インターネット等への掲載を含む。）を、一切禁じます。
- メモ用紙はいかなる理由においても試験会場にて受験を行う試験室（以下「試験室」という。）から持ち出すことを禁止します。万が一試験室より持ち出したことを協会にて確認した場合は、問題の漏えい行為として厳正に対処します。

第8条 撮影等その他試験情報の漏えいの禁止

試験会場内での録音・録画・撮影行為等、および、試験に関して知り得た情報全般を他者に開示し公開すること（SNS 等でのインターネットへの書き込みを含む。）を一切禁じます。

第9条 遅刻時の対応

協会が指定する受付終了時間または集合時間を過ぎて来場した場合、試験を受験することができません。この場合欠席扱いとなり受験料の返金および次回以降への受験料の充当はできません。ただし、公共交通機関の途絶、遅延またはダイヤの乱れにより協会が指定する受付終了時間または集合時間を過ぎて来場した場合は、公共交通機関発行の遅延証明書を持参または提示（電子メール等の電磁的方法により協会に送付する方法を含む）した場合のみ次回以降の当テストの振替受験その他の協会の指定する措置による当テストの振替受験を認めます。それ以外の遅刻は、理由のいかんを問わず一切認められません。

第10条 試験監督者への質問

試験問題の内容および受験者が使用するコンピュータの動作及び操作・その他解答に使用する機器についての質問にはお答えできません。ただし、受験に際して協会が指定のうえ使用する当テストの解答に必要なシステムおよび受験システムの操作方法等、当該システムの使用および専ら当該システムの使用上の不具合に関する質問についてはこの限りではありません。

第11条 試験中の入退室について

- 協会または協会が指定する団体の事前の許可なく受験者以外の保護者・付添者が試験室に入室することはできません。
- 技能により、試験開始時間・試験終了時間は受験者ごとに異なる場合があります。入退室の際は他の受験者の妨げにならないようご注意ください。
- 当テストの受験を終了して試験室から退室する際は、試験監督者の指示に従って必ずメモ用紙を試験監督者へ返却してください。返却をしなかった場合、不正行為として失格とすることがあります。その他、退室時には試験監督者の指示に従ってください。
- 原則として試験開始後に退室した場合、試験室に戻って試験を再開することはできません。お手洗いや体調不良により一時退室する必要がある場合は静かに举手し、試験監督者へ申告してください。なお、当テストは、各技能および各小間において解答の制限時間が定められています。お手洗い等の一時退室中に解答の制限時間を過ぎた場合、次の問題に進みます。無断退室や試験監督者の指示に従わず退室した場合は、不正行為とみなし再入室できません。この場合失格となり、受験料は返金されずスコアレポートの発行もいたしません。

第12条 迷惑行為・不正行為

以下の行為に該当する場合またはその他本規約に違反する行為が認められる場合は、不正行為とみなし失格とすることがあります。なお、試験問題を漏えい・公開する、コンピュータにウィルスを仕込むなど悪質な場合は申込者および受験者に対して法的措置・損害賠償請求することがあります。また、それ以降当テストの試験は他技能の試験を含めて受験できず、試験結果の開示もしません。また受験者の将来における受験を禁止することがあります。なお、受験者の将来における受験が禁止されたにもかかわらず当テストの申し込みをした場合には当該申込は無効とします。本条に定める迷惑行為・不正行為等の有無の認定は当該行為等が行われた当日または協会内で協議の上後日、行為者に対して口頭、書面または電磁的方法にて通知するものとします。

- 協会または協会が指定する団体が指示した正規の本人確認手続きが完了しない場合
- 受験者および受験者以外の付添者等が協会、協会が指定する団体または試験監督者の指示に従わない行為

- 他の受験者に迷惑をかける行為や試験を妨害する行為（試験監督者が過剰と判断したタイピング音を含む。）
- 試験中に携帯電話・スマートフォン、およびその他電子機器の電源を切らずに使用する行為
- 受験時に携帯電話・スマートフォンの着信音・バイブ音等、およびその他持ち込み機器により音を発生させる行為
- 不正行為（カンニング行為、試験問題の漏えい、他人による代行受験、試験中に援助を他人に与えたり他人から受けたりすること等。試験の受験後、リモート監視システムにより収集したデータにより確認可能な場合を含む。）
- 試験中に受験用のコンピュータで当テスト以外の機能を使用する行為

第13条 試験環境

- 当テストは、各技能および各小間において解答の制限時間が定められています。各技能および各小間において設けられた制限時間を超えて解答することはできません。また、各技能において定められた制限時間を他の技能の解答時間にあてることとはできません。
- 当テストの試験室では、他の受験者も同時に受験しており、コンピュータの操作音（タイピング音等）、入退室音等が存在する場合があります。無音にはなりません。音が気になる場合は、会場に設置されているヘッドフォン（ヘッドセット）を着用し防音してください。なお、マイク付ヘッドフォン（ヘッドセット）は全て同一とは限りません。試験室の指定された席に設置しているものを使用していただきます。
- 当テストの **Speaking** の試験室では、ほかの受験者に対しても試験を行っており、発話音、入退室音等が存在する場合があり、無音にはなりません。受験者は、マイク付ヘッドフォン（ヘッドセット）を正しく着用し、音量の調整・音声が正しく聞き取れることの確認およびマイクチェックにより発話内容を認

識できる状態であることの確認を試験開始時間までに必ず行っとうえて試験に進んでください。これらの確認を受験者が行わずに万一受験時に音声が録音されていなかった場合は、責任を負いかねます。他の受験者の声が聞こえたなどの理由でテストをやり直すことはできません。

4. 試験室内の温度につきましては、全ての受験者のご要望に沿えない場合がありますので、体調管理・調節のできる服装でお越しください。

第 14 条 試験中のトラブル

- 1.トラブル防止には最善を尽くしていますが、コンピュータを使用する試験のため、システムトラブルが発生する可能性があります。
2. 試験中に、コンピュータのトラブルや外部からの騒音などがあった場合は静かに挙手し試験監督者の指示に従ってください。
- 3.トラブルが発生した場合は、試験監督者が受験者に席の移動や再ログインをお願いすることがあります。その間しばらくお待ちいただくことがあります。
4. 当テストのシステムトラブルや外部からの騒音などにより試験が中止・中断されたと認められるときで、対応が可能な場合には、障害が起きた時点からの問題のやり直し等の処置を行うことがあります。ただし、受験者の責めに帰すべき事由による場合はその限りではありません。
5. 再ログインなどを行っても試験が続行できない場合、その他不測の事態が発生した場合は、試験を中止・中断する可能性があります。
6. 中断後、再開して試験を最後まで受験できた場合は、正常に実施されたものとみなします。中止した場合には、対応方法について試験日の翌営業日以降に協会より受験者へ連絡します。

第 15 条 感染症について

新型コロナウイルス・その他感染症＜学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）第 18 条に定める各種感染症を指す。以下同様＞に罹患している場合、および医師の診断を受けていなくても罹患が疑われる場合は、受験を控えてください。新型コロナウイルス・その他感染症に罹患している、または罹患が疑われる場合、試験会場にて受験をお断りすることがあります。協会は、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）、学校保健安全法施行令（昭和三十三年政令第百七十四号）および学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）に準拠し、試験実施を行っています。

受験後

第 16 条 成績結果について

当テストの成績結果については、後日、スコアレポートの送付にて通知します。

第 17 条 成績の提供について

1. スコアレポートは、受験者本人が申込時に登録した住所またはメールアドレス宛に送付いたします。なお、郵便の不着、汚損、破損等が発生した場合には Cambridge English Skills Test (CEST) Business 事務局に申告してください。郵便の不着、汚損、破損等が生じることなく到着した後のスコアレポートの再発行は有料となります。また、住所変更およびメールアドレスの変更は協会の指定した方法・期日にて行ってください。
2. 本人確認が完了せず送付を保留しているスコアレポートについて、協会は受験日から 1 ヶ月が経過した時点で当該スコアレポートを機密廃棄処分します。

第 18 条 問題内容・採点結果に関する異議申し立ての禁止

問題内容や採点の過程、採点結果に関する問い合わせは一切応じられません。また問題内容や採点結果については一切異議申し立てを受け付けません。

一般条項

第 19 条 利用に関する禁止事項

1. 申込者および受験者は、本規約、Cambridge English Skills Test (CEST) Business ウェブサイト、試験会場等で示される禁止事項に従うものとします。
2. 申込者および受験者が前項に該当する禁止事項を行った場合、協会は、当テストの受験を承諾しないことがあります。また、申込者および受験者が当テストの受験後に禁止事項を行ったことが判明した場合には、協会がスコアレポート送付の中止、発行スコアの取り消しを行うことがあります。

第 20 条 再委託

1. 協会は、申込者および受験者に対する当テストの提供に必要な業務の全部または一部を、協会の指定する第三者（以下「再委託先」）に委託できるものとします。
2. 前項の場合、協会は再委託先に対して、協会が負う利用規約上の機密保持義務と同等の義務を負わせるとともに、必要かつ適切な監督を行うものとします。
3. 協会が再委託先に委託をした場合であっても、協会は従前どおり、協会に課せられている義務を負担するものとします。

第 21 条 機密保持

1. 申込者および受験者は、当テスト申し込みおよび当テスト受験にあたって協会より開示された、または知り得た営業上または技術上の機密情報を機密として保持し、当テストの申し込みおよび受験以外に使用せず、第三者に開示・漏えいしてはならないものとします。
2. 前項の規定は、当テストに関するサービスの利用期間が終了した後も有効に存続するものとします。

第 22 条 当テストの提供停止等

1. 以下のいずれかの事由が発生した場合には、協会は、申込者および受験者への事前の通知なく、当テストの全部または一部の提供を停止することができるものとします。
 - (1) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合
 - (2) 協会のシステムやネットワークの保守を緊急に行う場合
 - (3) 協会が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が発生した場合
 - (4) 試験会場が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が発生した場合
 - (5) その他、協会が当テストの提供の全部または一部を停止する必要があると判断した場合
2. 以下のいずれかの事項に該当する場合には、試験当日に会場で当テストの受験をお断りします。
 - (1) 協会または協会が指定する団体が指示した正規の本人確認手続きが完了しない場合
 - (2) 協会または協会が指定する団体が指定した受付終了時間または集合時間を過ぎて来場した場合
 - (3) 試験監督者の指示に従わない場合
 - (4) 試験中の不正行為（カンニング行為、試験問題の漏えい、他人の代わりに受験、試験中に援助を他人に与える行為および受ける行為）
 - (5) 他の受験者に迷惑をかける行為（携帯電話の着信、騒音や振動の発生等）
 - (6) 申込者および受験者が本規約や当テストの受験に関わる各種注意事項に対して同意をしない場合

第 23 条 免責事項

1. 試験の中止
台風や大雪等の天変地異や伝染病の流行等、不測の事態発生時は試験を中止する場合があります。その場合は、可能な限り速やかに申込者・受験者に連絡し、または Cambridge English Skills Test (CEST) Business ウェブサイトへの掲載等を通じて受験者へ中止の事実を通知します。
2. 受験者間のトラブル
試験会場における受験者（その保護者等の付添者を含む）間のトラブル等については、協会は一切責任を負いません。
3. 試験環境
受験者があらかじめ取り付けられたヘッドセット等の機器をコンピュータから取り外す行為、その他受験者が協会の用意した試験環境を阻害する行為または、第 13 条第 3 項に定めるヘッドセット使用にあたり必要な確認を行わなかった場合等、協会から受験者に対して行う指示内容に反することに起因して、受験者の解答が適切に保存されず採点が不可能となり、当該解答が無効となった場合について、協会はいかなる責任も負わないものとします。
4. 再試験の実施
「1. 試験の中止」における試験中止を協会が決定した場合、および試験終了後の調査により適正な採点・評価が行えない事由が発生したと協会が判断した場合は、再試験を実施する場合があります。再試験の実施を決定した際は申込者または当該の受験者へ通知いたします。
5. 通信回線のトラブル
試験実施時において協会または協会が指定する団体の故意または重過失に基づかない通信回線の不備等により試験が中断された場合には、試験の再開または再試験を行うことその他は、返金等を含め協会は何らの責任を負いません。
6. 当テスト利用についての免責
協会は、申込者および受験者が当テストもしくは当テストを通じて他のサービスを利用したことにより、

または利用できなかったことにより発生した一切の損害について、受験料の返金を含め、いかなる責任も負わないものとします。また、当テストの変更、遅滞、中止、廃止等に基づく損害についても同様とします。

7. 当テストに関する情報についての免責

協会は、申込者および受験者が当テストや当テストの設備に蓄積した情報または申込者および受験者が再委託先に蓄積することを承認した情報について、消失、第三者による削除または改ざん等が生じた場合の損害について、協会の故意に基づくものを除き、いかなる責任も負わないものとします。

8. 責任の制限

本規約に別途定める場合を除き、いかなる場合においても協会が申込者および受験者に対して負う責任は、当該申込者および受験者が実際に支払った受験料総額を上回るものではありません。

9. 個人情報の提供の不備

申込者または受験者の個人情報の協会への提供は、受験者の任意ですが、必要な情報が提供されない場合は、当テストの受験、採点処理、成績結果の発行等ができない場合があります。その際、協会は何らの責任を負いません。

第 24 条 変更

1. 当テストの内容・名称等の変更

協会は、申込者および受験者へ事前の通知なく、当テストの内容・名称等を変更することができるものとします。

2. 本規約の変更

協会は、本規約を申込者および受験者へ事前の通知なく変更することがあります。また、変更後の本規約については、協会が別途定める場合を除いて Cambridge English Skills Test (CEST) Business ウェブサイト上に表示した時点より効力が生じるものとします。

第 25 条 損害賠償

申込者および受験者は当テスト受験に際し、協会または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

第 26 条 個人情報の取り扱いについて

1. 協会の個人情報の取り扱いについては「個人情報の取り扱いについて」をご覧ください。

個人情報の取り扱いについて <https://www.eiken.or.jp/business/privacy/>

2. 当テスト申込者および受験者の個人情報は、法令に基づく場合を除き、以下の【個人情報の利用目的】に示す項目のために利用し、それ以外の目的に利用する場合は申込者または受験者の同意を得た上で行います。なお、以下のうち、①②④に関する統計資料等については、個人が特定できないよう加工した上での学会発表、パンフレット等において利用いたします。

【個人情報の利用目的】

①当テストの円滑な実施、業務運用、スコアレポート発行等のサービスの実施

②協会の事業に関する統計等資料の作成、分析

③協会が実施する英語教育や事業・サービスに関する情報の受験者への提供

④当テストに関するマーケティング活動やアンケート調査(受験者の同意を得た上での取材を含む)

⑤問い合わせ・相談への対応

⑥当テストに関連する教材等の情報のご案内

⑦英語に関する業務・セミナー等に関する情報提供

3. 当テスト申込者または受験者の個人情報は、業務運営に際し、必要最小限の範囲で委託先に委託することがあります。

4. 申込時の住所・氏名宛に、協会より Cambridge English Skills Test (CEST) Business・GCAS・TEAP・英検に関する情報やサンプルテスト等、協会からの案内情報などを送付することがあります。

5. EEA 加盟国に住む受験者に対する当テストの実施について協会が当テストの申込者または受験者から取得する個人情報は、当テストの円滑な実施、業務運用、スコアレポート発行等のサービスに関わる用途に使用します。個人情報の取り扱いは申込者または受験者との間の契約の履行のために処理が必要な場合、または契約の締結前にその求めに応じて手続きをとるために取り扱いが必要な場合に行われるほか、申込者または受験者の同意に基づいて行われることがあります。協会は申込者または受験者の個人情報の処理の全部または一部を、採点業者等の第三者に委託することがあります。申込者または受験者の情報は、契約の履行のために日本に転送され、協会の日本国内のサーバーに保存されます。取得した個人情報は、法律でそれ以上の期間の保存が求められていない限り、申込者または受験者からの削除要請があった場合または協会が定める保存期間の経過後まで保存されます。申込者または受験者は、法律の認める範囲内で自らの個人情報へのアクセス、訂正、消去または自らに関する処理の制限、もしくはは処理に対する異議申し立て、および、提供した個人情報について、構造化され、一般的に利用され機械可読性のある形式で受け取ることおよび提供した個人情報を他の管理者に移行することを協会に要求できます。なお、協会の個人情報の取り扱いに不満がある場合には、EEA 加盟国の監督機関に苦情申し立てをすることができます。個人情報が同意に基づいて取り扱われている場合、この同意はいつでも撤回する権利があり、この同意の撤回は、撤回前のデータ処理の適法性に影響をあたえるものではありません。申込者または受験者の情報は契約の履行のために必要であり、これらの情報が提供されない場合には受験、可否の判定またはその通知ができません。

6. 当協会は、申込者がクレジットカード決済を選択された場合に、当協会が申込者から収集した以下の個人情報等を、カード発行会社が行う不正利用検知・防止の目的で、申込者が利用されたカード発行会社へ提供させていただきます。

氏名、電話番号、email アドレス、インターネット利用環境に関する情報等申込者が利用されているカード発行会社が外国にある場合、これらの情報は当該発行会社が所属する国に移転される場合があります。当協会では、申込者から収集した情報からは、ご利用のカード発行会社及び当該会社が所在する国を特定することができないため、以下の個人情報保護措置に関する情報を把握して、ご提供することはできません。

・提供先が所在する外国の名称

・当該国の個人情報保護制度に関する情報

・発行会社の個人情報保護の措置

なお、個人情報保護委員会のホームページ (<https://www.ppc.go.jp/>) では、各国における個人情報保護制度に関する情報について掲載されています。

第 27 条 知的財産権

1. 当テストに関する著作権等の一切の知的財産権は Cambridge English に帰属します。また、当テストは日本の著作権法およびその他関連して適用される法律などによって保護されています。
2. 当テストの受験に際して受験者に提供される資料（以下「関連資料」という）の著作権は、協会に帰属し、これらの関連資料は日本の著作権法およびその他関連して適用される法律によって保護されています。

第 28 条 準拠法

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 29 条 管轄

当テストの申込および受験に関連して訴訟の必要が発生した場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は 2025 年 9 月 1 日より施行します。